

2021年8月5日

学長 坂本 禎智

八戸工業大学は、新型コロナウイルスの感染症の拡大防止を最優先に、対応方針を以下のように定めています。この方針に基づいて体調確認と感染予防の徹底に努めてください。

特にどのような場面でも下記の感染予防対策を徹底してください。

- 「三つの密（密集、密接、密閉）」を避ける
- 「人と人との距離の確保」
- 「マスクの着用」
- 「手洗い・消毒用アルコール等による手指衛生」

なお、新型コロナウイルスに関する状況や情報は日々変化していますので、それに応じて対応方針も更新する予定です。定期的に最新の情報をご確認ください。

また、新型コロナワクチン接種が行われていますが、接種後も変わらず本対応方針を適用いただくようお願いいたします。

1. 感染予防について

- (1) 手洗い・うがいを徹底するとともに、必要に応じて手指の消毒等を行う。（出勤時の手洗いを励行）
- (2) マスク等の咳エチケットを徹底するとともに、できるだけ人混みを避ける。
- (3) 外出中は、意識して、手で眼、鼻、口等に触れないようにする。

※咳やくしゃみをおさえた手で触ったドアノブ等にウイルスが付着し、それを触った手で眼、鼻、口に触れることにより粘膜から感染する可能性があるため、上記を徹底すること。

- (4) 換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話、の3つの条件が重なることを回避するよう徹底すること。

2. 健康管理について

以下の指針に従い、自身の健康管理を行うこと。なお、該当事項が生じた場合には、事務部（学事担当）に報告すること。

- (1) 毎日2回（朝・夕）、体温を測って自分の健康状態を「健康記録簿」に記録すること。
- (2) 風邪や発熱などの軽い症状が現れた場合は、躊躇なく仕事を休み、外出を控え自宅で療養すること。
- (3) 次の症状のいずれかが現れた場合は、医療機関（かかりつけ医等（かかりつけ医がない方等は県コールセンター0120-123-801 フリーダイヤル 24時間受付（土日・祝日含む））に電話で相談すること。

① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

② 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※ 高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患等）等）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

妊婦の方についても、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに医療機関等に相談し

てください。

③上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

(4)症状の有無にかかわらず、次に該当する場合は受診・相談センター(保健所) **0178-38-0729** に電話で相談すること。

①新型コロナウイルス感染症と確定した者と接触した。

②新型コロナウイルス感染症の疑いがある者の気道分泌液、体液、糞便等の汚染物質に触った、それらの処理作業に携わった、あるいは、それらの近くにいた。

③新型コロナウイルス感染症の疑いがある者を看護・介護した、あるいは同居した。

(5)健康管理において重要となる免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけること。また、居室等の清掃、換気を行うなど環境衛生を良好に保つよう努めること。

3. 感染者、濃厚接触者の取扱いについて

(1)保健所から対応の指示を受けた(濃厚接触者と特定された、PCR検査対象となったなど)場合や医療機関等から新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、速やかに事務部(学事担当)へ報告すること。

(2)感染者は退院した日(あるいは宿泊療養等を終了した日)まで、濃厚接触者と特定された者は2週間、または保健所の指示による期間の就業禁止(就業規則第54条第2項)とすること。また、復帰後、テレワーク勤務などを命じる場合がある。

(3)感染者、濃厚接触者と特定された場合は、感染拡大予防のため、保健所及び本学からの感染経路の確認、濃厚接触者の調査等に協力すること。

4. 出張等の取扱いについて

出張の取扱いは以下のとおりとする。

(1)出張については基本的に可とするが、全国の感染状況に鑑み、移動、滞在中は十分な感染予防に努めるものとする。また、「緊急事態宣言」あるいは「まん延防止等重点措置」(以下「緊急事態宣言等」とする)が発令されている地域への移動(帰省は除く)は原則禁止、新規感染者が持続的に拡大している地域への移動(帰省は除く)は自粛とすること。用務の重要性等を踏まえ、オンライン会議等の実施も検討し、適切に要否の判断をすること。

(2)出張する場合は、以下の点に留意すること。

①「1.感染予防について」に十分留意し、感染予防の徹底に努めること。

②新規感染者が持続的に発生している地区への出張者は、出張後2週間、自身の健康状態の経過を観察すること。

③経過観察の期間中に感染が疑われる症状が出た場合には、「2.健康管理について」に従うとともに、事務部(学事担当)へ報告し、指示を受けること。

(3)私的旅行についても、上記の取扱いに準じること。

(4)新型コロナワクチン接種済みの者についても、上記の取扱いに準じること。

5. 海外渡航について

海外渡航の取扱いは、原則として以下のとおりとする。

- (1) 海外渡航は私的旅行も含め、当面禁止とすること。
- (2) やむを得ず渡航する場合、事務部（学事担当）へ事前事後に報告するとともに、「1. 感染予防について」に十分留意し、感染予防に努めること。また、新型コロナワクチン接種済の者は、接種証明書の所持により防疫監査が緩和される場合があるため、活用を推奨する。
- (3) また、状況に応じ、以下の対応をとること。なお、該当症状が生じた場合は、事務部（学事担当）に連絡し、就業上の判断を仰ぐこと。
 - ① 帰国時点で発熱あるいは呼吸器症状のある者
速やかに空港または港湾の検疫所に報告し、その指示に従うこと。
 - ② 帰国時点で上記①に該当しない者
 - ・ 帰国後 2 週間は不要不急の外出を避け、自身の健康状態の経過を観察すること。
 - ・ この間の業務はテレワーク勤務を原則とすること。
- (4) 上記(3)の観察期間に発熱あるいは呼吸器症状が出た者
他人との接触を可能な限り避け、速やかに事務部（学事担当）に報告し、医療機関等に電話で相談すること。

6. テレワーク（在宅）勤務について

接触機会を減らし感染拡大を抑える観点から教職員がテレワーク勤務を実施する場合の取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 臨時休業の実施及び「5. 海外渡航について (3)②」に該当する場合並びに同様の対応が必要と判断される場合、自宅等でのテレワーク勤務とすることができる。
- (2) テレワーク勤務実施の可否は大学で判断し、実施日数の目安を示すことができる。
- (3) 実施に当たっては、出勤簿と合わせて勤務管理の適正を図るため、所定の様式を事務部（学事担当）に提出すること。

7. 学内会議、打合せ等

学内会議及び打合せ等について、感染防止に十分留意した上で対面での実施可とし、状況に応じ遠隔会議、メール会議を活用するものとする。

8. 飲食を伴う集会等

飲食を伴う多人数の集会及び少人数であっても不特定多数の人が集まる場所での集会は、当面の間、自粛すること。

9. 学内行事等について

感染防止に十分留意した上での実施とする。なお、文部科学省等からの通知及び状況の変化によっては、直前に中止・変更する場合がある。

10. 来客対応について

他都道府県からの来学（業者等含む）は、感染防止に努めて対応可とする。ただし、緊急事態宣言等

地域からの来学者については、自粛を依頼もしくはリモートでの業務とする。

11. 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）等の利用について

接触確認アプリ（COCOA）や自治体独自の通知システムの利用登録は、感染拡大防止の早期対応が期待できることから利用を推奨するものであること。

12. 学生関連について

学生の対応は、「学生生活・授業等における新型コロナウイルス感染防止対策」（学生用）によること。

13. 構内及び学内施設貸出について

原則として、不特定多数が構内に入入りする試験・団体等への貸出不可とする。ただし、法人関係者が感染症拡大防止策など確認できる場合は可とする。